

第 8 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第259号ア中「結核病」を「結核」に改め、同号イ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同号エ中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に改め、同項第260号オ中「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改め、同項第290号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同項第291号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同項第292号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者指定申請手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料」に改め、同項第293号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付申請手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付申請手数料」に改め、同項第294号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者指定証再交付申請手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料」に改め、同項第295号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同項第296号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同項第435号及

び第477号の16から第477号の19までの規定中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項第477号の20中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「同条第9項」を「同条第13項」に改める。

別表第19の2の1の項中「第9項」を「第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同表の2の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第260号才及び第290号から第296号までの改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項第259号の改正規定 公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第2条第1項第435号及び第477号の16から第477号の20まで並びに別表第19の2の改正規定 令和2年9月1日

2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。別表第1手数料の項第264号から第270号までを次のように改める。

264 覚醒剤施用機関指定申請手数料

265 覚醒剤研究者指定申請手数料

266 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料

267 覚醒剤施用機関等指定証再交付申請手数料

268 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付申請手数料

269 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料

270 覚醒剤原料研究者指定申請手数料

（提案理由）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。